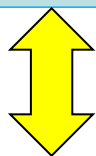


規制緩和で、十勝川の水辺にあらたな賑わいを

- ・音更町では、**十勝川温泉地区の観光資源を活かした賑わいと活力ある温泉市街地の形成**に向けて、十勝川温泉地区の都市再生整備計画事業を進めています。
- ・北海道開発局では、**水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりを支援**するため、**これまで公共性・公益性を有する者等に限定していた河川占用について、営業活動を行う民間事業者等の利用も可能となる「都市・地域再生等利用区域」**を十勝川中流域において本日指定しました。

河川敷地占用許可準則に基づく 都市・地域再生等利用区域の指定

オープンカフェ、自然体験活動等の営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用が可能になり、河川の恒常的かつ適正な利活用を促進



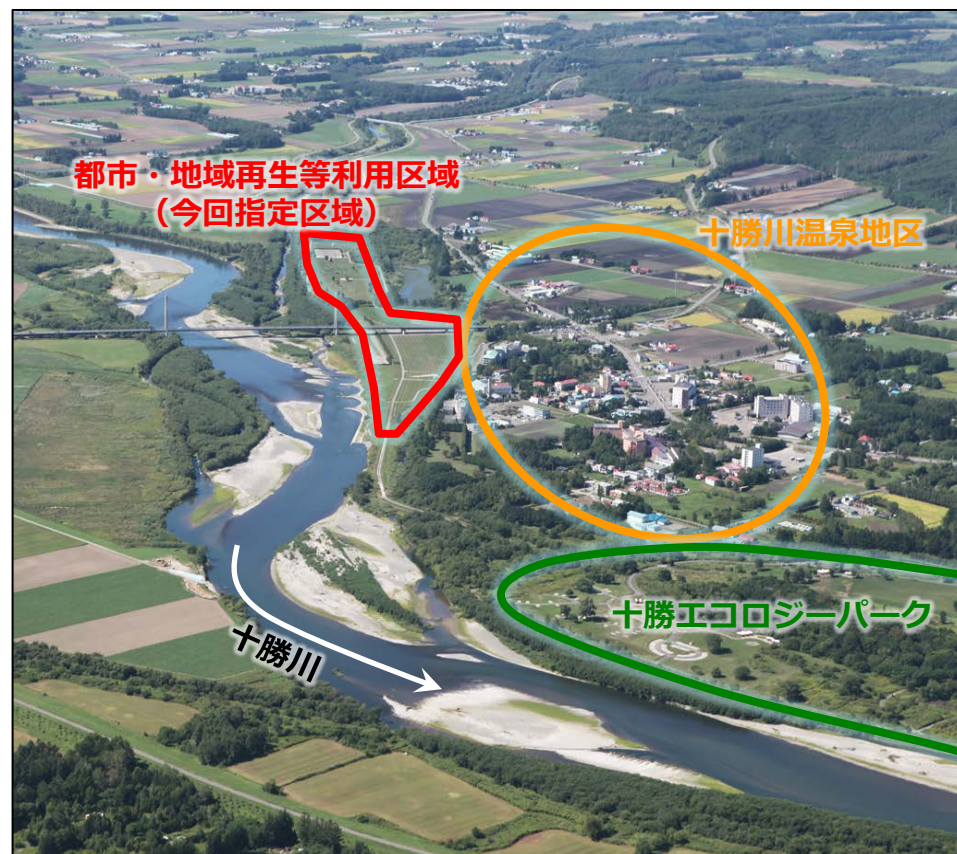
連携効果による交流人口の増加

都市再生整備計画事業（十勝川温泉地区）

官民一体による観光資源を活かした賑わいと活力のある都市環境を形成

旧ホテル解体跡地等を利用し、以下を実施予定

- ・多目的広場整備やウェルカム広場等の整備
- ・情報板、フットパス案内板等の設置



- ・ 指定によって民間事業者等によるオープンカフェ、自然体験活動等の営業活動を行うことが可能となります。
- ・ 音更町の都市再生整備計画事業との連携効果によって、交流人口の増加、消費の拡大などが見込まれ、地域の活性化が期待されます。

水辺の利用イメージ



- ・「都市・地域再生等利用区域」の指定によって、これまで公共性・公益性を有する者等に限定されていた河川占用が、都市及び地域の再生等に資する目的で、民間事業者等によるオープンカフェやアクティビティ（体験）等の営業活動も可能になります。

【従来】

主体は公的機関に限定。
公共性、公益性を重視。

~~飲食施設~~ ~~民間施設~~

No!



【本日の区域指定によって】

民間の参入が可能。
カフェ施設やイベント実施等が可能に。

イベント 売店 オープンカフェ

OK!

(指定の内容)

- 1 都市・地域再生等利用区域（平成28年4月19日指定）
一級河川十勝川水系十勝川の河川区域内で、右図に示す区域
- 2 都市・地域再生等占用方針
 - (1) 占用の許可を受けることができる施設
河川敷地占用許可準則第二十二第3項に掲げる施設のうち、広場、イベント施設、これらと一体をなす売店・照明・音響施設等
 - (2) 許可方針
占用許可を受けることができる施設は、十勝川温泉地区をはじめとする音更町地域の賑わいの創出、地域活性化を目的として整備される施設とする。
- 3 都市・地域再生等占用主体
音更町長

